

短期保険証の発行の基準

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名		短期保険証の発行の基準
1	名古屋市	督促状の指定期限が経過した滞納保険料のある世帯
2	豊橋市	豊橋市国民健康保険被保険者証の更新時において、前年度第6期以前の保険税に滞納ある世帯
3	岡崎市	現年度及び過年度で保険料が滞納になっている世帯で、事情がないのに納付相談、納付約束に応じない場合で個々に判断して交付する
4	一宮市	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証の更新年度の前年度において、国保税に一定以上の滞納額があり、前年度1月以降納付のない方 ・更新年度以外の年度において課税された国保税を滞納している方のうち、市長が必要と認めたもの
5	瀬戸市	誓約した分納納付の履行状況、現年度保険料額に対する1年間の納付額の割合など
6	半田市	<ul style="list-style-type: none"> ・国保税を1年以上納付していない世帯 ・国保税の納税誓約の履行が6ヶ月滞り、継続的な折衝が必要と判断された世帯 ・再三にわたる督促及催告にもかかわらず、複数年度にわたり国保税の滞納があり、継続的な折衝が必要と判断された世帯
7	春日井市	滞納額に対する納付率で段階的に期間を設定し、その後、収納課にて納付相談の内容(納付計画)に基づき更新している。前年度分まで完納された場合は正規証を交付
8	豊川市	被保険者証更新時に保険料の調停が4件以上あり、その保険料について納付のない者
9	津島市	津島市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書・短期保険者証の交付並びに保険給付の支払差し止め等に関する取扱要綱の規定に基づき、その世帯の状況を考慮して対応している
10	碧南市	更新時及び交付時に過去2年間の国保税の2分の1以上を滞納している世帯
11	刈谷市	<ul style="list-style-type: none"> ・1年 1ヶ月以内に完納の見込みであるとき ・6ヶ月 分納約束が守られているとき ・3ヶ月 分納約束が守られていないとき
12	豊田市	国民健康保険税に未納がある場合
13	安城市	国保税に滞納がある世帯
14	西尾市	保険証一斉更新時に前年度以前の国民健康保険税に未納がある者に発行
15	蒲郡市	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度の保険税のおおむね2分の1に相当する額以上滞納している世帯主 ・前年度の保険税のおおむね2分の1に相当する額以上滞納している世帯主 ・複数年にわたり保険税を滞納している世帯主。 上記に該当する世帯主に対し、納税相談・指導で、納税履行が見込まれる状況により6か月以内で保険証を発行
16	犬山市	3年以上の滞納かつ国民健康保険税滞納総額 100 万円以上
17	常滑市	世帯主が国民健康保険税の納期限から 1 年を経過するまでの間に納付しない世帯のうち、保険税の滞納額が減少した世帯
18	江南市	前年度の年税額の 2 分の 1 以上滞納している場合

市町村名		短期保険証の発行の基準
19	小牧市	<ul style="list-style-type: none"> ・今回から分納開始又は分納履行中(自動更新あり)3ヶ月 ・今回納付なし、納付額が1%(1%が2000円を下回る場合は2000円)未満は1ヶ月 ・納付額が1%(1%が2000円を下回る場合は2000円)以上かつ10%未満又は窓口にて納付相談を行い特別な事情があると認める場合、1ヶ月 ・納付額が1ヶ月交付額の2ヶ月分で特別な事情がある場合、2ヶ月 ・今回納付額が10%未満で特別な事情がある場合、3ヶ月 ・今回納付額が10%以上25%未満、3ヶ月 ・今回納付額が25%以上50%未満、6ヶ月 ・今回納付額が50%以上、12ヶ月
20	稲沢市	前年度以前の国保税の滞納額が5万円以上で、計画的な納付が認められない世帯
21	新城市	滞納金額が30万円に達した世帯
22	東海市	<ul style="list-style-type: none"> ・国保税の納期限の翌日から起算して6月を超えて滞納した世帯で、自主的な納付をしても滞納額の減少が見込まれないと判断される場合 ・納付指導及び納付相談に応じない場合
23	大府市	前年度以前の国民健康保険税に滞納のある世帯
24	知多市	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以上の国保税を滞納している世帯 ・複数年度にわたり年税額の2分の1を超える滞納額がある世帯 ・資格証明書の交付対象世帯であって、納付相談などにおいて取り組めた保険税の納付方法により、誠意をもって履行することを誓約した世帯のうち、定期的に納付が履行された世帯
25	知立市	過年度の課税額のうち、2分の1以上の滞納がある世帯
26	尾張旭市	20万円以上滞納している者、または保険証の更新の日に属する年の7月末日以前2年間に保険税の納付がないもの
27	高浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の国民健康保険者証の更新時において保険税を滞納している世帯主 ・1年以上滞納があるが、分納を履行し若しくは履行する見込みがあると認められる世帯主、又は納付相談に応じ、将来において分納を履行する見込みがあると認められる世帯主
28	岩倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・保険税を1年以上全く納付していない世帯 ・保険税の納付誓約の履行が2分の1以下の世帯 ・国民健康保険加入時において資格取得日が1年以上遡及する世帯のいずれかに該当するもの
29	豊明市	<ul style="list-style-type: none"> ・2か年度相当分以上の保険税を滞納している世帯 ・年度ごと部分的に滞納があり、該当納期数の合計が16以上である世帯
30	日進市	<ul style="list-style-type: none"> ・納付誓約をおこない、分納納付をしているとき ・滞納金額の一部を納付したとき。短期保険証交付世帯であっても、次のいずれかに該当する者は適用除外とすることができる。 <p>①愛知県の実施する医療費助成事業の対象となる者②日進市条例に定める公費負担医療の対象となる者③15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者④その他市長が特別に認める者、短期保険証の交付を受けている世帯主が、次のいずれかに該当したときは、短期保険証を引き換えに被保険者証を誇負する</p> <p>1. 滞納している保険税を完納したとき、2. 当該世帯主に係る滞納額が著しく減少したとき</p>

市町村名		短期保険証の発行の基準
31	田原市	被保険者証更新時(隔年8月)の初日において、前年度以前に課税された国保税の滞納額が10万円以上あり、戸別訪問、電話催促、文書勧告等行っても納付に応じない世帯
32	愛西市	前年度以前に課税された国民健康保険税を滞納している世帯
33	清須市	・1年以上納付がない被保険者(世帯) ・平成29年度以前に滞納未納額がある被保険者(世帯)
34	北名古屋市	保険証の一斉更新時(2年毎)に、前年度以前分の国民健康保険税滞納世帯
35	弥富市	過年度分の滞納のある世帯
36	みよし市	・国民健康保険税の滞納期間が3年以上あり、かつ滞納額が150万円以上 ・国民健康保険税の滞納額が30万以上150万円未満であり、かつ一つの年度の年税額に2分の1以上の滞納額があること
37	あま市	資格取得後、未納があるとき
38	長久手市	滞納繰越分の未納がある
39	東郷町	前年度までの保険税に滞納がある者など
40	豊山町	過年度に滞納がある方
41	大口町	・被保険者証の交付の前日1年間に納付された現年度分及び滞納繰越分の国民健康保険税の合計(以下「納付済国保税額」という)が、納付すべき国民健康保険税額の3分の1以上2分の1未満の場合、6ヶ月 ・納付済国保税額が納付すべき国民健康保険税額の3分の1であって、納付計画を履行しえている場合、3ヶ月 ・納付済国保税額が、納付すべき国民健康保険税額の3分の1未満であって、納付指導に応じず、又は納付計画を履行しない場合、1ヶ月
42	扶桑町	前年度において、保険年税額の2分の1以上に相当する滞納額がある世帯(納付計画に従って納付されていると認められる場合は除く)
43	大治町	一斉更新の調停年度で前年度以前に滞納がある場合
44	蟹江町	1年以上、国保税(滞納金を含む)の未納がある世帯
45	飛島村	過年度分に滞納がある場合
46	阿久比町	保険証交付時に国保税に滞納がある世帯

市町村名		短期保険証の発行の基準
47	東浦町	<p>長期保険証→短期保険証 長期保険証を交付されている世帯のうち、当該保険証の有効期限の属する年度を基準年度とし、前年度以前において、保険税の全部又は一部を滞納している年度が3年以上(連続しない場合も含む)ある世帯</p> <p>資格証明書→短期保険証 資格証明書の交付対象となっている世帯のうち、下記の各号のいずれかに該当する世帯</p> <p>①当該世帯に属する18歳以下の者が国民健康保険に加入することとなったとき ②当該世帯に属する被保険者が公費負担医療を受けることとなったとき ③当該世帯主が納付誓約書を提出した後、3回以上納付を履行し、かつ今後も納付計画にしたがって納付されると見込まれるとき ④当該世帯主が国民健康保険税に係る特別の事情などに関する届出を提出し、その内容が下記のいずれかに該当するとき</p> <p>ア) 該当世帯主がその財産につき、災害を受け、又は盗難にあったとき イ) 当該世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき ウ) 当該世帯主がその事業を廃止、又は休止したとき エ) 当該世帯主がその事業につき著しい損失を受けたとき オ) その他特別な事情があるとき</p>
48	南知多町	納期限後 1 年以上の滞納がある世帯又は、資格証明書交付対象世帯のうち、公費負担医療対象者
49	美浜町	3 期分以上滞納世帯
50	武豊町	<p>①保険税の滞納が1年未満であり納税誓約により分納している場合 ②保険税の滞納が1年以上であっても重病などの「特別な事情に係る届出」により、審査委員会において短期証の発行を認定した場合</p>
51	幸田町	幸田町国民健康保険短期保険者証交付要綱による
52	設楽町	納期限が1年経過するまでの間に保険料が未納のもので、かつ前年保険料調停額の1/2以上未納の者
53	東栄町	特別な事業がなく、6ヶ月以上保険料を納めていないもの
54	豊根村	特別な事情があると認められる場合を除き、半年間以上連続して保険税の納付していない世帯